

	行良等申 て優建築定料 せ期建築認数 併長宅画手 をう住計請	住宅の第5年よ る額の1額消5に額 係の料の法よ規 にを料数す年よ規 請と手数定数3に昭の 申額手る規手6定(昭の をたるげにる和規法号に 額得掲掲ア掲昭の税6 しして掲の掲(号)方2消 算除項の項に法号地2消 合で項のの費0及び律地 を数額)前11の費0及律地 額戸たアイウ
47	住計定料 良等認数 優建築更手 期建築申請 長宅画申	<p> 規定等規合併 で規に適を 請の建項に出査 申項宅1定申審 の2住第規のる 定第良係査す 認条優6閱審対 の6期第準のに 画第長法基かの 計法該る築うも 等同当係建どう 築、るにるか行 建てよ画するて 宅っに計定すせ </p> <p> る合0トも 係の01メ内 に積1メ方以 更面が方0トも 変床計平ル01の </p> <p> る合0ト5メ内 係の01メ方以 に積2メ超平ルの 更面が方0トも 変床計平ル01の </p>
<p> ずてげ等額得 のあに住宅たて のに次同算除 び合と共合で 及(ア場)円は、数 (ア場)円は、数 円す00たて住 0当00しつる 0該0算あ係 0も4を合請に 8、に、額場申額) </p> <p> 促1下場画、 の第以の計9、 普6更(。合3 の第6更(。合3 普条第2(。合0 及第5号長(。合0 の1号等期場円及条(。 促第係使用を 進第1下場画、 促第係使用を 進第1下場画、 促第係使用を 進第1下場画、 </p>	<p> 促1下場画、 の第以の計9、 普6更(。合3 の第6更(。合3 普条第2(。合0 及第5号長(。合0 の1号等期場円及条(。 促第係使用を 進第1下場画、 促第係使用を 進第1下場画、 促第係使用を 進第1下場画、 </p>	<p> 促1下場画、 の第以の計9、 普6更(。合3 の第6更(。合3 普条第2(。合0 及第5号長(。合0 の1号等期場円及条(。 促第係使用を 進第1下場画、 促第係使用を 進第1下場画、 促第係使用を 進第1下場画、 </p>

		対する審査	方消費税に相当する額
49	譲受人を合 定しおける 定おける 長期優良建 宅建築等計 画変更申請 手数料	長期優良住宅の普及の促進に関する 法律第9条第1項の規定による 長期優良住宅建築等計画の認定 変更の認定の申請に対する審査	6,000円
50	長期優良住 宅建築等計 画の認定地 位の承継申 請手数料	長期優良住宅の普及の促進に関する 法律第10条の規定による認定 長期優良住宅建築等計画の認定 を受けたる地位の承継の承認の申 請に対する審査	6,000円

別表第2備考に次の3項を加える。

4 45の項から48の項までに規定する住戸数で除して得た額に500円未
満の端数が生じたときはこれを切り捨て、500円以上1,000円未満の
端数が生じたときはこれを1,000円に切り上げる。ただし、当該住戸数
で除して得た額が1,000円未満の場合は、1,000円とする。

5 45の項の床面積の合計は、建築物を建築する場合において、当該建築に
係る部分の床面積について算定する。

6 47の項の変更に係る床面積の合計は、認定を受けた長期優良住宅建築等
計画を変更して建築物を建築する場合において、当該建築の変更に係る部分
の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分
の床面積）について算定する。

附 則

この条例は、平成21年6月4日から施行する。